

実施要領

1 調査の目的

東京都の公立学校において、保護者が負担する学校に関する費用の実態を把握し、教育行政の基礎資料とする。

2 調査の対象

東京都の公立幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校（全日制・定時制・通信制）、高等専門学校及び特別支援学校

調査対象学校数・児童生徒数

平成19年5月1日

学校種別	学校数	分校	児童生徒数	学校種別	学校数	分校	児童生徒数
幼稚園	214	0	14,773	高等学校（定時制）	92	2	13,635
小学校	1,323	0	556,969	高等学校（通信制）	3	0	1,496
中学校	635	1	221,426	高等専門学校	3	0	1,785
中等教育学校	3	0	1,247	特別支援学校	58	1	9,078
高等学校（全日制）	183	0	116,710	合計	2,514	4	937,119

注1 分校は内数

注2 高等学校の学校数は、全・定併置校（通信制併置含む。）であってもそれぞれの課程に計上している。

注3 盲学校、ろう学校及び養護学校は、法改正により平成19年度から特別支援学校に一本化されたため、今年度からは特別支援学校としている。

3 調査の内容

平成19年度に保護者が学校教育活動のために支出した費用について、「PTA会計」、「その他の会計」及び「学校徴収金」の各会計別に分類し、さらに用途別に「受益者負担額」、「PTA・学校後援会等活動運営費」及び「従来の私費」に区分して調査した。

また、「受益者負担額」及び「従来の私費」は、用途別内訳についても調査した。

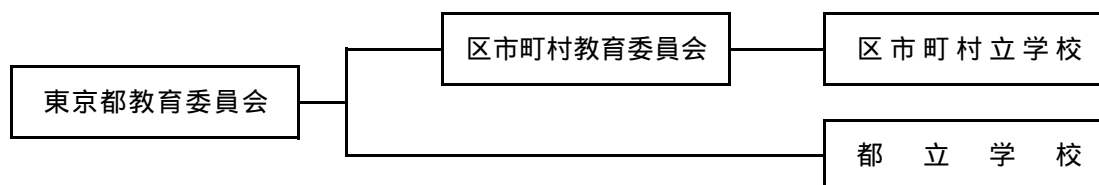
調査対象外経費（保護者からの徴収金以外の経費）

会計	調査対象外経費
PTA会計 その他の会計	教職員の会費、バザー売上金、リサイクル収益金、保険加入の事務手数料、寄付金、祝い金、助成金等
学校徴収金	公費の財源となる経費（高等学校等の授業料、寄宿舍の賄費等） 預金、貯金に類する経費（子ども銀行等） 国、都、区市町村からの補助金（「要保護及準要保護児童生徒援助費」「就学奨励費」等）

4 調査の方法

全数調査方式により実施した。

なお、調査票は、学校長が作成し下記の調査系統により提出された。



5 調査事項の説明

(1) 会計

会計	内 容
P T A 会計	名称を問わず、P T Aと同一の活動目的を持つ団体の会計
その他の会計	ア P T Aに該当せず保護者に経費の負担を依存する団体の会計 学校後援会会計、校友会計、山荘会計等 イ 「P T A会計」に該当するが特別会計により処理したもの 周年行事会計、卒業対策費会計等
学校徴収金	本来児童・生徒に還元される性質の徴収金で、その年度に実際に支出された経費（上記「P T A会計」、「その他の会計」を除く。） 学校給食費、修学旅行費、学級会費、生徒会費、学年積立金等 ア 学校が学校教育活動のために徴収したもの イ 全学校・全学年又は全学級を単位として徴収したもの ウ 定額を児童・生徒から徴収したもの

(2) 収入及び支出区分

区 分		内 容
収	入 額	平成19年度に保護者が納付した金額（繰越金を含む。） 決算報告書の収入額から調査対象外経費を除いた金額
支	出 額	平成19年度に支出したすべての金額 決算報告書の支出額から調査対象外経費を除いた金額
総額 （実支出額）	受益者負担額	利益が児童・生徒に直接還元される性質の経費 教材、クラブ活動、遠足、修学旅行、学校給食費等
	従来 の 私 費	公費不足等（単価、規模）のため、その年度限りでP T A等からやむを得ず支出した経費。主に、「学校」や「教職員用」に要した経費
	P T A・学校後援会等活動運営費	「P T A」や「学校後援会」等の固有の活動や運営のために支出した経費、「P T A」等主催の事業に要した経費
	その他の経費	実際に支出しなかった経費、支出とみなさない経費 積立金（預金）、同窓会費、日本スポーツ振興センター掛金、返還金等
翌年度への繰越金		決算報告書の繰越金（積立金（預金）を除く。）

(3) 項目内容

学校教育費の用途別支出区分（「項目内容説明」参照）

6 調査結果数値の説明

(1) 総額（実支出額）

上記5(2)収入及び支出区分の支出額から、「その他の経費」の金額を除いた経費で調査の基礎となるもの

(2) 一人当たり経費

総額（実支出額）を平成19年5月1日現在在籍の児童・生徒数で除した金額

項目内容説明

支出区分	項目番号	内 容
教科活動	11	教科活動に要した経費
クラブ活動	12	クラブ、部活動に要した経費(幼稚園は該当しない。)
儀式	13	入学式、卒業式、周年記念式典等に要した経費 (PTA主催の祝賀会経費は「PTA・学校後援会等活動運営費」へ)
学校行事	14	学芸会、展覧会、書き初め展、文化祭、運動会、体育祭、水泳大会、スポーツテスト、礼法指導、テーブルマナー、音楽鑑賞教室、歌舞伎教室等に要した経費(バザー等の募金活動は対象外)(来客接待用食料費は27項目へ)
遠足・移動教室	15	遠足、移動教室、夏期施設、校外施設学習に要した経費、臨海・林間・スキー教室に要した経費(原則として児童・生徒の個人負担)
修学旅行	16	修学旅行に要した経費(幼稚園・小学校は該当しない。) (原則として児童・生徒の個人負担)
学校給食	17	学校給食に要した経費(教職員用食材料は除く。) (給食センター等で扱われる場合も同じ。)
生活・進路指導	18	教育相談、日常生活指導に要した経費、進路指導に要した経費
学級会・生徒会活動	19	学級会・ホームルーム活動に要した経費、児童会・生徒会活動に要した経費 (原則として児童・生徒の個人負担)(学校行事に使った経費は14項目へ)
保健衛生 職員の謝礼・旅費	20	保健衛生職員の謝礼・旅費
保健衛生 その他の経費	21	保健室、救急措置、健康診断、環境衛生、予防措置等に要する経費
校舎内施設 消耗品費	22	校舎施設の土地、建物、設備の維持管理及び建物等清掃・環境美化に要した消耗品経費
校舎内施設 備品費	23	校舎施設の土地、建物、設備の維持管理及び建物等清掃・環境美化に要した備品経費
校舎内施設 修繕費等	24	校舎施設の土地、建物、設備の維持管理及び建物等清掃・環境美化に要した修繕費等経費
校舎外施設 諸施設	25	校外施設の土地、建物、設備の維持管理及び建物等清掃・環境美化に要した諸経費 (特定の行事のため、一時的に借用する場合は、それぞれの行事の欄へ)
学校図書館	26	学校図書館の運営、資料の整理、管理、利用、図書購入に要した経費
渉外関係(交際費・食料費)	27	外部との連絡・交渉等に要した経費、学校行事等の来賓接待用経費 (生徒会費等から支出した経費は19項目へ)
所定支払金	28	定例的に定められた支払に要した経費
教務事務従事者	29	教務事務従事者の賃金、臨時職員、アルバイト等
その他、教職員の謝礼・旅費	30	教職員研修活動経費、教育課程の編成、指導要録の整理等に要する経費 文書、服務、人事、給与、その他学校事務に要する経費、教職員の謝礼金、旅費